

「秀次切腹の再検証」秀吉は秀次を殺したのか！

矢部 健太郎

0 「歴史学」とは何を扱う学問か？

＊大事なのは「史料」⇨「文字に書かれた情報」⇨「人々の記憶」

「歴史学」とは「文字に書かれた時間の流れを復元する学問」

※あらゆる学問の中で「歴史学」だけが扱えるもの⇨「一」

1 通説形成の背景

＊「秀次事件」とは…文禄四年（一五九五）七月十五日午前十時ごろの高野山普蔵寺における関白豊臣秀次の切腹と、その前後の事件。

↓◎【通説】秀吉から関白職を譲られた甥の秀次は、秀吉に表す秀頼が生まれると疎まれるようになり、次第に心神耗弱状態になった。そして文禄四年七月、ついに秀吉によって高野山に追放され、まもなく切腹命令が下された。なおも秀吉の怒りは収まらず、八月二日に京の三条河原で秀次の妻子三十九名が公開処刑され、聚楽第も徹底的に破壊された

＊事件の背景について

…秀次暴君説（殺生関白）、三成譏言説（甫庵『太閤記』）、秀頼溺愛説、心神耗弱説などは、江戸時代以降の著作に基づくフィクション

↓◎秀吉・秀次・三成ら個人の「真意」検証は不十分、「物語」嚥呑み状態

●参考拙著『豊臣政権の支配秩序と朝廷』（吉川弘文館、二〇一二年）

『関ヶ原合戦と石田三成』（吉川弘文館、二〇一四年）

『関白秀次の切腹』（KADOKAWA、二〇一六年）

↓三谷幸喜氏も読み、「真田丸」の脚本の元になった

しきやうニ仕なし候事、無是非思召候、并いつ方ニ御座候共、此刻飛脚を一人さし越ましきもの也、

七月九日

（（通判押次）花押）

【口語訳】家中奉公人の見舞が多い事について。秀次のために悪いことになってしまふのは、皆が見舞をするからである。供の者は、若い衆まで書立に記して召し連れられている。さらに秀次のために悪い影響を与えるような行動は、望むところではまったくない。また、どこにいようとも、いまの段階では飛脚を一人として遣わしてはならない。（追伸）路次へ来た者たちにも見せて、帰しなさい。

↓※秀次は秀吉・三成ら政権側に身柄を拘束されていたわけではない

3 「秀次切腹命令」の再検討

●七月十三日 「秀次切腹命令」発給↓福島正則ら「三使」、伏見を出発？

十四日 夕刻「三使」（福島正則・池田秀雄・福原長豊）高野山に到着

…三〇〇〇名の軍勢が随行、高野山普蔵寺で僧らと睨み合い（『太閤記』）

【史料3】豊臣五奉行連署状（『太閤記』に残る十三日付「秀次切腹命令」）

為御意申達候、仍秀次公御謀反之条々、少も依無疑之、可被進御切腹之旨候、其地住山之罪業人、大師被垂御慈悲、助侑之法雖有之、对尊父秀吉公逆心極重之罪過無所容於天地之間、然則大師何以得救之、有誓願之心乎、碩学之人々・行人方、一山へ其旨被相達之、早速可被及其沙汰候、猶三使可有演説之条、令省略畢、恐々謹言、
文禄四年 徳壽院玄以

2 通説の矛盾点

●七月八日 秀次出奔、同日、その情報が朝廷に伝わる

…秀次は聚楽第から伏見へ、夕刻に伏見苑↓木津川沿いの玉水に宿泊↓九日 奈良に逗留↓十日 夕刻に高野山到着

※【通説】秀吉が秀次の関白職を剥奪し、出家させて高野山に追放

【私見】秀次は身の潔白を訴えて秀吉を訪ねたが会えず、自ら出奔

【史料1】『大外記中原師生母記』（田中吉政の親戚女性の日記）文禄四年七月八日、（中略）たいかうとくわんはく殿うちわの申ふんありて、さわかしさにて候へとも、まつくわんはく□□かうやへもとゆいきり□御はしり候ふんにて、まつしつまり候まゝ、めてたく候、（中略）にわかにしゆらくのしろくわんはくとの御あけ候とて、にかくしきありさまとなり、せうしにて候、さりながらまつせしやうはしつまり候て、めてたしく、

【口語訳】八日、太閤秀吉と関白秀次との間に内輪のもめごとがあり、世間が騒がしくなったけれども、関白が高野山へ元結を切つて御出奔なさつたとのことで、まずは静まった様子であり、めでたいことだ。（中略）突然に聚楽の城を関白はお空けになり、苦しい有様となり、笑止である。しかしながら、とりあえず世間は静まったということで、めでたいことである。

【史料2】羽柴秀次直書（『大阪城天守閣所蔵文書』、秀次生涯最後の手紙）ろしへ来候もの二もミセ候て返し可申候、

御家中諸奉公人見廻多候事、御ためあしきに成候事、めんく見廻をなすゆへにて候、供之者共へせかれ共来て御書立にてめしつられ候、併御ためあ

七月十三日

長東大蔵大輔

石田治部少輔

増田右衛門尉

浅野弾正少弼

木食興山上人

＊十三日付「切腹命令」の高野山到着は十四日夕刻どうすれば届けられるのか？

…京・高野山は百三十キロ強（箱根駅伝の日本橋―芦ノ湖間が約百キロ）

⇨時速四キロで三六時間移動し続けるか、二〇キロ毎・五箇所に乗り換えの馬を用意すれば一見可能だが…三〇〇〇人だと、馬一万八〇〇〇頭？

↓◎麗の橋本から高野山までは約三〇キロ、高低差は約八〇〇メートル、道中は極めて険しい山道で、馬上は危険。橋本から山頂へは徒歩七、八時間

⇨橋本を十四日午前八時頃に出発しないと、午後四時頃に山頂に着けない

⇨「三使」は十三日中に橋本周辺に到着していなければならない（一泊）

⇨伏見―橋本の一〇〇キロを十二時間程で人馬が移動？ ↓不可能

※十三日付「切腹命令」は十四日に高野山に届かない⇨江戸期の「創作」

4 「秀次高野住山」令の紹介

【史料4】秀吉朱印状写（『南行雜録』、東京大学史料編纂所写本）

秀次高野住山之儀「付被仰出条々、

一、召仕候者、侍十人内内侍・下人・小者・下男共五人、

都合拾五人タルヘシ、此外小者一切不可有之、然

者、ホツタイ黒衣之上ハ、上下共刀・脇指不可帶之事、

付此方へ奉公仕モノ、縁者・親類不_レ可_二召置_一事、

一、為_二惣山_一番之儀、昼夜堅可_二申付_一、自然於_レ令下山_一者、惣
山可_レ加_二成敗_一事、

一、当山出入之口々番を居、秀次見廻之族、堅可_レ令_二停止_一候事、
以上、

文禄四年七月十二日

興山主人

高野山惣中

右藏在高野山蓮華定院、

【口語訳】秀次の高野山住山について仰せ出された命令

一、召し使うことのできる者は、侍十人「この内に坊主・台所人（料理人）を含む」、下人・小物・下男五人を加え、十五人とする。この他に小者を召し仕うことは一切禁止する。ただし、出家の身となり黒い袈裟を着ている以上は、身分の上下にかかわらず、刀・脇指を携帯してはならない。加えて、奉公する者の縁者や親類を召し置いてはならない。

一、高野山全山として、番人を昼夜問わず堅く申しつけるように。もし（秀次らを）下山させるようなことがあれば、高野山全山に成敗を加える。

一、高野山の出入口ごとに番人を置き、秀次を見舞う者は堅く停止させること。

※この秀吉朱印状写は、「秀次高野住山」を命じた法令で、十二日に伏見を発し、十四日に高野山に到着した「三使」が持参したもの。法令の内容は「高野住山」「禁固刑」で、「三使」到着翌日の秀次切腹なごままったく想定していない。

↓秀次の切腹＝秀吉の命令ではなく、秀次自身の意志に基づく行為

おわりに―『御湯殿上日記』文禄四年七月十六日条（秀次切腹の翌日）の理解―

「くわんはくとのきのふ十五日のよつ時に御はらさらせられ候よし申、むしちゆへかくの事候のよし申なり」

※従来は、①「切腹させられた」②「無罪なので斬首ではなく切腹を許された」もしくは③「実なき儀＝不誠実な行いによる切腹」と評価：皆「刑罰」とみる

⇒「自らする切腹」＝身の潔白を証明するため…「むしちゆへ」の切腹

【私見（口語訳）】閏白殿が昨日十五日の四つ時（午前十時頃）に御腹をお切りになった、と申してきた。無実のためにこのようになった、ということだ。

※「むしちゆへ」の切腹、という謎の表現は、「無実の証明のため」と読めば矛盾なく理解できる。

*秀次切腹の影響：「想定外」の秀次切腹だが、「想定外」では済まされない
＝事態收拾のために、政権が取り得た選択肢は？

A 秀次の「無実の訴え」を認める＝政権のミスを確認することになる

B 切腹を止めなかった福島正則ら「三使」を厳罰に処す

C 秀次が大罪人であると宣伝して、切腹は当初の予定通りだと偽る

※政権の選択＝C。妻子惨殺や聚楽第破壊の激しさ・タイミングの遅れは、政権の対応が後手に回ったことを示している

※「妻子が惨殺されているのに、秀次が無実な訳がない」との批判もあるが、それらは、秀次切腹と妻子惨殺の時間経過を理解していないがゆえ。

『秀次が秀吉の意に従い、高野山で隠棲していたならば、妻子も同様に寺住みなどで余生を過ごし、惨殺などされなかった』ということ。

↓◎身の潔白を訴えた秀次の切腹は、血染めの権力移行劇を招いてしまった